

就職支度金規程

ロト合同会社

(目的)

第1条 この規程は、ロト合同会社が経営する施設（ロト訪問看護リハビリステーション）の看護師及び准看護師等、必要な人材の確保及び充実に資することを目的として定める。

(支給の対象者)

第2条 就職支度金の支給対象者は、新たに正職員又は嘱託職員として採用決定された者で、次の各号に該当するものは除く。

- (1) 過去に当社に採用され、就職支度金の支給を受けた者で、その退職後3年を経過していない者
- (2) 人材紹介会社等を通じて採用され、且つ紹介手数料等の報酬の支払を要する者

(就職支度金の金額)

第3条 就職支度金の金額は、200,000円とする。

前項の就職支度金は、所得税法により、源泉所得税を控除した金額を支給する。

(就職支度金の返納)

第4条 就職支度金の支給を受けた者が正社員として入職・勤務開始してから6か月未満で退職した場合は、次のとおり就職支度金を返納するものとする。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 初出勤日から1か月未満で退職した場合 | 全額返納 |
| (2) 初出勤日から1か月以上2か月未満で退職した場合 | 90%の額を返納 |
| (3) 初出勤日から2か月以上3か月未満で退職した場合 | 80%の額を返納 |
| (4) 初出勤日から3か月以上4か月未満で退職した場合 | 70%の額を返納 |
| (5) 初出勤日から4か月以上5か月未満で退職した場合 | 60%の額を返納 |
| (6) 初出勤日から5か月以上6か月未満で退職した場合 | 50%の額を返納 |

(変更)

第5条 この規程は必要に応じて変更する場合がある。

附則 この規程は、令和3年4月1日から施行する。